

## 平成29年7月九州北部豪雨による 大雨被害に対する災害義援金の取扱いについて

平成29年7月九州北部豪雨により、甚大な被害が発生しており、被災地域の皆さまには心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記の義援金を受付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

### 記

災害発生日	寄付先（五十音順）	取扱期間
平成29年7月5日	おおいたけんなかつし <b>大分県中津市</b>	平成29年8月2日(水)～ 平成29年8月31日(木)
	おおいたけんひたし <b>大分県日田市</b>	平成29年8月2日(水)～ 平成29年12月29日(金)
	ふくおかけんあさくらぐんとうほうむら <b>福岡県朝倉郡東峰村</b>	平成29年7月18日(火)～ 平成30年3月30日(金)
	ふくおかけんあさくらし <b>福岡県朝倉市</b>	平成29年7月19日(水)～ 平成29年9月29日(金)
	ふくおかけんたがわぐんそえだまち <b>福岡県田川郡添田町</b>	平成29年7月19日(水)～ 平成29年12月29日(金)

\*窓口でお振込みいただく場合、手数料は無料です。

\*お客さまの義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「寄付先市町村名（災害義援金）」とご記入ください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。  
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

以上